

大田区産業のまちづくり条例の改正素案に関する 区民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果

1 区民意見公募手続（パブリックコメント）の期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月22日（水）

2 意見の提出件数等

意見提出者数 6名（内訳 電子申請：5名 持参：1名）

提出意見数 15件

3 提出された意見の要旨と区の考え方

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約又は一部を抽出しています。

対象	No.	意見要旨	区の考え方
前文	1	第3文から第6文が少し詰め込みすぎで、区民が読むのが大変なのではないかと感じた。読みやすさの問題だが、必要に応じて内容を検討してはどうか。	内容を整理し、文章の構成を見直しいたします。
基本方針（第2条）	2	冒頭の「産業者を中心に」について、「中心に」を除いた方が、産業者以外の方も、自分たちのまちづくり条例だと認識しやすくなるのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「中心に」を除いた表現といたします。
	3	（イ）について、大企業の研究開発需要を待っていれば経営が持続する時代は終わっているため、「需要創造」の文字をきちんと組み込むことが大事であるように思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、「需要創造」を組み込みます。
	4	（ウ）について、「誰もが利用しやすく」をカットした方が、文が読みやすくなる。長くて分かりづらい文になっていると感じた。	文は少し長めではありますが、ユニバーサルデザインの観点も踏まえて「誰もが利用しやすく」と記載しております。

産業者の役割 (第4条)	5	(ウ)に、商店街の区域内で営業する産業者に対し、当該商店街の商店会等への加入に努める旨を明記していただきたい。商店街は、防災・防犯・環境美化・清掃・見守り・地域行事・地域福祉など、地域社会の基盤機能を担う公共的存在であり、これらの機能は、加盟事業者による共通経費及び共通活動の負担によって支えられている。しかしながら、商店街区において営業を行いながら商店会等に参加しない事業者が増加しており、既存加盟事業者との負担の不均衡が、商店街の維持・運営を困難にしている実態がある。改正素案第4条(ウ)における「事業への積極的な参画」は、加入していない事業者にとっては行為の起点そのものが不明確であり、規定を置いても実質的な状況改善につながりにくい構造となっている。「加入」を努力義務の対象として明確に位置付けることで、加入していない事業者に対しても加入を促す条例上の根拠となり、参画の前提となる関係性の構築が現実的なものとなる。あわせて、区として加入促進に向けた各種支援策・情報提供の対象範囲も明確化され、商店街の持続的な発展と地域のにぎわいの維持に実効性ある効果が期待できる。	ご意見の趣旨を踏まえ、「商店会等への加入に努める」を追記いたします。
区民の理解と協力 (第5条)	6	(イ)について、原文だと、産業に直接貢献する協力のみがイメージされる。区民の主体的な関わりは、地域力を高める間接的な貢献も含んでの方が、押しつけがましくなく、区民の主体性を尊重するように思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、地域力を高める間接的な貢献も含めた表現に変更いたします。

条例全般	7 改正素案は、産業者に対して、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承、適正な取引の推進等への努力を求め、区民に対しても、地域活動への参画を通じて産業全体を支える取組への協力を求めている。ところが、区の基本施策については、依然として「産業の振興に努めるものとする」という抽象的な規定が中心であり、数値目標、期限、財源、年次報告、第三者評価、未達成の場合の検証及び条例の定期的見直しについて、少なくとも改正素案本文には明確な規定がない。区民及び産業者に理解、協力及び努力を求めながら、区自身の責任が抽象的なままでは、責任の均衡を欠いている。条例は区民や事業者に精神論を求める文書ではなく、区が何を実行し、その結果をどのように公開し、検証するかを定める規範でなければならない。 条例又は関連制度に明記すべき事項として、第一に、区は毎年度、産業振興に関する実施計画、予算、数値目標及び成果指標を公表し、年度終了後に達成状況を区議会及び区民に報告すること。第二に、事業所数、工場数、創業・廃業数、区内雇用、事業承継、区内調達、賃金・労働環境、脱炭素化、DX、災害時の事業継続等について継続的に調査し、その結果を公表すること。第三に、中小・零細事業者、個人事業者、商店会、労働者、区民、若者、女性、外国人事業者及び専門家等で構成する常設の協議・評価機関を設置すること。第四に、少なくとも5年ごとに条例及び関連施策の効果を検証し、必要に応じて見直すこと。第五に、工場及び事業所用地の維持、賃貸工場・事業所の確保、住工混在に伴う紛争の予防、事業承継、適正な価格転嫁及び取引、地域内発注・区内調達、人材確保、災害・感染症・サイバー攻撃対策、脱炭素化に伴う中小企業の費用負担等について、具体的な支援責任を明確にすること。第六に、条例に基づく施策の実施状況について、企業規模及び業種別に検証し、一部の大企業、特定団体又は羽田地区だけに支援が偏っていないかを公表すること。	本条例は、区・事業者・区民が共有すべき基本的な方向性と枠組みを明確化することを目的としております。 ご意見の趣旨を踏まえ、数値目標等については、大田区総合計画進行管理実施要綱やその他関連する計画・制度の運用の枠組みにおいて、進捗の把握・評価・公表により、適切に取組を進めてまいります。
---	--	---

その他	8 今回の改正素案は、平成7年の条例施行後約30年間に、区内産業集積の構造及び社会経済情勢が大きく変化したことを理由として、条例を全部改正しようとするものである。脱炭素、資源循環、事業継続、労働環境、デジタル化、人材確保、産学官金連携等を条例に位置付ける方向性自体には、一定の合理性が認められる。しかし、今回提示された資料は、改正趣旨と改正後の条文案を中心とする4頁の資料及び現行条例にとどまり、現行条例に基づき約30年間実施してきた施策の実績、成果、失敗、未達成事項、投入した予算、区内事業所数や工場数の推移、産業集積の流出状況、住工混在地域における紛争の実態等が示されていない。現行条例の何が機能し、何が機能しなかったのかを検証しないまま、「社会状況が変化したので全部改正する」と説明するだけでは、区民は、改正の必要性及び各条項の相当性を十分に判断できない。これは、30年ぶりの全面改正に伴う説明として、あまりに薄いと言わざるを得ない。	本条例は、区・事業者・区民が共有すべき基本的な方向性と枠組みを明確化することを目的としており、産業振興に関する基本的な考え方や枠組みを示す改正前の理念を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や産業振興を取り巻く課題、区の基本構想に掲げた2040年頃の区の将来像等を反映し、区内産業の諸課題に沿って取組を進められる内容となるよう全面改正するものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、今後も、区の産業政策にご理解をいただけるよう区民の皆様に発信してまいります。
------------	--	--

その他	9 本件パブリックコメントは、令和8年7月1日から同月 22 日までの 22 日間しか設けられていない。紙資料を閲覧できる場所も、本庁舎及び産業プラザ PiO 等に限られ、その閲覧時間も主として平日の日中である。今回の条例は、工業者、商業者、農業者、漁業者、個人事業者、労働者、商店会、区民等、極めて広い主体に関係する。それにもかかわらず、公表された募集案内からは、地域別説明会、事業者との意見交換会、労働者や若者を対象とする聴取、オンライン説明会等を実施する予定は確認できない。これでは、区が自ら意見を取りに行くのではなく、偶然ホームページ又は区報に気付いた者からだけ意見を受け付けるという、受動的な手続にとどまる。条例の全面改正を区民との共同作業として進める姿勢は、ほとんど感じられない。熱意は、「広く意見を募集します」という定型文によって示されるものではない。どれだけ多くの区民及び事業者に情報を届けたか、どれだけ丁寧に説明したか、どれだけ多様な当事者の意見を聴いたかによって示されるべきである。過去に実施された産業振興関係の意見募集では、特別出張所での資料閲覧や電子メールによる提出が認められた例もある。条例の全面改正という重要な手続において、区民が情報に接し、意見を提出する機会を従前より狭めるのであれば、その合理的理由を説明すべきである。	本件の条例改正に当たっては、大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱に基づき、条例案等を担当課窓口、区政情報コーナー、区報、区ホームページ、区公式 X で周知し、意見を募集しております。
-----	---	--

その他	10	鈴木晶雅区長は、これまでの施政方針等において、中小企業の販路拡大、新技術開発、人材確保、羽田イノベーションシティとの連携、産業振興のための基金等、産業政策一般に関する方針を表明してきた。したがって、区長に産業政策への関心が全くないとまで断定することは適切ではない。しかし、今回の条例全面改正について、区長自身が、なぜ今、全部改正が必要なのか、現行条例のどこに問題があったのか、改正によって産業者及び区民の生活がどのように変わるのか、区長として何を達成し、いつまでに結果を出すのか、という点を直接説明した区長メッセージ、記者会見又は解説動画等は、公開され検索可能な範囲では確認できなかった。約30年間存続してきた条例を全面改正するのであれば、担当課名義の簡略な資料だけで済ませるべきではない。条例案を区議会に提出する区長が、政治的及び行政的責任を負う立場から、自ら区民に説明すべきである。産業政策一般について多くの施策を掲げながら、その法的基盤となる条例の全面改正について区長自身の説明が見えないのであれば、区民から、条例改正を単なる庁内事務又は形式的な条文整理として扱っているのではないかと疑われてもやむを得ない。	区長の条例改正に関する考え方については、令和8年第1回定例会における関連の議員質問への答弁により、説明が行われております。ご意見の趣旨を踏まえ、今後も、条例改正に関する周知や説明のあり方については、必要に応じて検討してまいります。
	11	区は、現行条例に基づく過去約30年間の実績及び問題点、改正の根拠となった統計・調査、産業振興ビジョンとの対応関係、各条項の具体的な実施方法、財政的影響並びに関係団体からの聴取経過を公表すべきである。その上で、特別出張所、図書館等にも資料を配置し、公式X、LINE、YouTubeその他の動画媒体、区報、産業団体及び商店会等を通じて再度周知し、地域別及びオンラインの説明会を開催した後、十分な期間を設けて改めて意見を募集すべきである。大幅な修正を行った場合には、修正後の条例案について第二次パブリックコメントを実施すべきであり、これらを行わないまま令和8年第4回大田区議会定例会へ条例案を提出することには反対する。	本件の条例改正に当たっては、大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱に基づき、意見を募集しております。寄せられたご意見を踏まえ、必要に応じて内容の整理・検討を行ってまいります。

その他	12	大田区には、産業振興ビジョン、実態調査、各種助成、融資、人材確保支援等の取組が存在する。その点を無視して「何もしていない」と評価することは適切ではない。しかし、今回の条例全面改正に限ってみれば、区長による直接的説明、区民との対話、積極的な SNS・動画広報、十分な検証資料及び改正後の成果を担保する制度が著しく不足している。すなわち、産業振興施策を行う熱意が全くないのではなく、この条例を区民及び産業者と共に作り、実効性のある自治体法規として機能させようとする熱意が、現在の改正手続からはほとんど伝わってこないのである。区は、区民に理解と協力を求める前に、まず自ら、説明、対話、支援及び検証に対する責任と熱意を具体的な行動によって示すべきである。	ご指摘のとおり、条例改正にあたっては、区民の皆様にとって分かりやすい形で内容が伝わることが重要だと認識しております。 今後、新規条例の施行に向けて、パブリックコメントを踏まえた結果として素案から内容を変更する場合は、変更点が分かる資料を作成し、改正内容が確認できるよう対応いたします。
-----	----	--	--

その他	13	条例改正にあたって、以下の取組を具体的に検討してはどうか。現状の取組についても回答いただきたい。 (1) 先端医療の推進に向けた地元の東邦大学との連携 (2) 宇宙産業の促進に向けた具体的な取組 (3) 金融機関も条例の射程に巻き込んだことで、産業支援のためのファンド組成 (4) DX 推進のための補助金の拡充 (5) 中小企業へのハンズオン支援としての、産業振興協会のビジネスサポートサービス（専門家派遣）の拡充	(1) 東邦大学とは包括連携協定に基づき、セミナーや共同研究をはじめ、様々な連携を行っております。先端医療の推進に向けた連携については、今後意見交換してまいります。 (2) 創業支援施設である六郷 BASE や羽田イノベーションシティなどにおいて、宇宙分野に関連するスタートアップの立地が進みつつあります。また、ネットワーク構築と情報発信にも取り組んでおります。今後も、宇宙関連スタートアップ等の取組や成果の PR に加え、具体的な立地相談や区内ものづくり企業への受発注相談などに対応してまいります。 (3) 現在、スタートアップやベンチャー企業を中心とした産業支援に資するファンド組成に関して、他自治体の取組事例等を調査・研究しており、実現の可能性について検討してまいります。 (4) 現時点で DX 推進のための補助金の拡充については予定しておりませんが、経営相談窓口「PiO フロント」において、来館者からの経営に関する相談に対し、都や国等の補助金制度をはじめとする各種支援制度について調査・案内を行い、必要に応じて支援機関の窓口へつなげております。今後も、相談状況やニーズ等を踏まえ、企業の DX が着実に進むよう支援のあり方について検討してまいります。 (5) ビジネスサポートサービスは、中小企業の経営課題の整理や、課題解決に向けた助言を行うことを目的とし、専門家が企業の現場に入り、実行まで伴走するものではありません。サービス利用後も必要に応じて民間契約により対応いただくことを想定しております。
------------	-----------	--	---

その他	14	人を呼べない羽田イノベーションセンターの活用として、イギリスのファンボーロや東京ビックサイトのような大規模展示場への転用を検討してほしい。（近隣のホテルとの連携も含む）	ご意見の「羽田イノベーションセンター」については、「羽田イノベーションシティ」を指すものとして回答いたします。 羽田イノベーションシティは、実施事業者の提案に基づき「新産業創造・発信拠点」の形成を目指して運営しており、現時点で大規模展示場への転用は予定しておりません。今後も、世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外のプレーヤーの交流や情報発信を通じた新たなビジネスやイノベーションの創出に取り組んでまいります。
	15	イノーバ大田、川崎のようなラボに対応した建築物を増やす。ラボを貸し出すだけでなく、内部で成長した企業が建物や土地を買取れるような形式にする。ラボを購入できるほどの資金をもつ企業は、製造ラインや本社、支店も近くに建設したい。本社や製造ラインを大田区内に建設するときには大田区からの手厚い補助金や税優遇を提案し推し進める。大田区で会社が成長していくことで税収が大幅に向上する。また、成長した企業への雇用の拡大により、人口増加も起きる。大幅に向上した税収により区民へのサービスを向上させる。そのために上記の方策を国内企業に限らず、ベンチャー企業や海外の企業へもオープンな気持ちでおこなうことが重要と考える。	大田区の強みである企業集積を維持・発展させるため、民設民営の工場アパートの建設を推進し、羽田イノベーションシティにおいて、ベンチャー企業や海外企業も含めた事業者の受入れに取り組むなど、引き続き、国内外のヒト・モノ・情報の集積を進めるとともに、世界と地域をつなぐゲートウェイとして、新たなビジネスやイノベーションの創出に取り組んでまいります。